

東京地方裁判所第2民事部 御中

平成29年（行ウ）第56号年金減額処分取消請求事件

原告 加藤郁子
外254名

被告 国

2017（平成29）年5月24日

原告訴訟代理人

弁護士 増本一彦
弁護士 高橋宏
弁護士 井上啓
弁護士 志田一馨
弁護士 高橋由美
弁護士 星野文紀
弁護士 相曾真知子
弁護士 藤塚雄大

原告等訴訟代理人等の冒頭陳述書

原告ら訴訟代理人等は、本件第1回口頭弁論にあたり、本件の主要な争点について裁判所の適正な判断を求めて以下のとおり陳述いたします。

第1は、本件年金減額処分取消請求訴訟を東京地方裁判所において遂行し、その判断を求めることの意義についてであります。

私たちは、ご承知のとおり本件訴訟を当初、横浜地裁に提起しました。そして、同裁判所の移送決定に対して抗告、特別抗告をして争いました。

その理由は、政府による年金制度改革によって現在から将来にわたって年金受給者に対する給付額の減額等、権利侵害がしばしば起こる危険性が強まり、その権利救済の機会と便宜を保障し確立するためには、年金受給権利者の居住地等、年金受給権利者の年金事務を扱う年金事務所・年金センター所在地を管轄する裁判所に権利救済を求めることが、国民の裁判を受ける権利の保障の見地から、最も適切であると考えたからであります。

私たちは、今後、年金受給権利者の権利救済の機会の便宜の保障のために、行政事件訴訟法の管轄規定の改定を求めて国会請願等の努力をいたしますが、こうした原告等年金受給権利者の管轄問題の不便宜を乗り越えても、原告等の本件減額処分は違憲無効との司法判断を得ることが必要であ

ると考えて、本件訴訟に取り組んでまいります。私たちの請求に対する当裁判所の認容の判断を強く求めるものであります。

第2は、原告等に対する本件年金減額処分を取り消すべき理由についてであります。

その理由の第1は、原告等の年金受給権は財産権であり、憲法第29条の保護を受けるべき権利であって、国の原告等に対する本件各減額処分は、原告等の財産権の重大な侵害であることです。

年金受給権は、憲法第25条第2項から導かれる国に対する単なる受益権ではありません。年金受給権利者は、国民年金、厚生年金その他各種年金に加入し、所定の満期にいたるまで、所定の年金保険料（掛け金）を国民年金の場合には年金事務を扱う官署に納付し、厚生年金等各種年金の場合には給与等より源泉徴収の方法で納付されるなどして、将来の年金受給資格を確保してきた者であります。そして、年金受給年齢に達するなど期限が到来すると、年金給付請求権として年金受給権は具体化し、現在では2ヶ月ごとの割賦給付を受けるのです。

このように、年金受給権は国に対する期限付き給付請求権の一つであり、基本権といわれる年金受給資格も、支分権といわれる具体的な年金受給請求権も、財産権であることは明白であります。国民年金、基礎年金には国庫補助金が給付額に含まれているとしても、それは年金給付財源への国庫補助であって、年金受給権利者の財産権としての性格を左右するものではないのです。この点は、生活保護制度との重大なちがいであります。

ご承知のとおり、憲法29条は、財産権の保障を大原則として、その内容は公共の福祉に適合するように法律で定め、私有財産は正当な補償の下に公共のために用いることができる、と規定しています。年金受給権は基本権も支分権も財産権でありますから、年金請求権は「侵してはならない権利」であり、これを侵害する本件減額処分の根拠法令が公共の福祉に適合しているか、は本件の大問題の一つであります。また、正当な補償なくして年金給付額を一方向的に減額することが憲法上許されるかということも、憲法29条3項の精神に照らしても重大な問題であります。

私たちは、以上の見地に立つとき、原告等に対する本件年金減額処分は憲法29条に違反した無効の処分であると考えております。私たちは、こうした問題意識を持って、今後の主張と立証を展開して参ります。

裁判所の冷静沈着にして、憲法原則に則った公正な判断を求めるものであります。

取り消すべき第2の理由は 本件年金減額処分を受けた原告等の多数

が給付される年金額では生活が困難であると訴え、あるいは病気になるなどの不慮の災難に遭遇した場合の不時の出費ができないことへの深刻な不安を訴えていて、減額処分を受ける以前に給付されてきた年金額すら生存権を危うくしているのに本件減額処分がなされたことは、いよいよもって憲法第25条の精神を蹂躪することだ、という点についてであります。

この点では、原告等各自の生活の実態をよく観察していただかなければなりません。また、年金の給付を受ける権利は生存を維持するための財産権であります。給付を受ける年金額が1ヶ月数万円という低額な財産権でしかなく、日々の生活が極めて困難で、かつ他に頼るべき方途を持たない者に対しても、一律に一定割合の減額処分をすることは、さらにその者に窮乏を強い、年金受給額の格差により受給額の低い者ほどより大きな犠牲をもたらすという逆進性が顕著になり、憲法14条の公平の原則に抵触することでもあります。

また、高齢となった国民に対して国が窮乏化を押しつけることは、それぞれが相応の社会的貢献をしてきた高齢者一人々々の憲法13条の個人の尊厳を侵害することであり、年金制度が老後の生活設計に報いてくれるであろうと期待した信頼をも裏切ることであります。

この問題では、憲法25条の求める健康で文化的な最低限度の生活費を、少なくとも生活保護費相当額に求めて、年金受給額とその他収入額を合算しても、これに充たない収入額しか得られない者に対する本件年金減額処分は違憲無効とすべきであります。

この点も、私たちは鋭意、主張立証に努めてまいります。裁判所が私たちの問題提起に真摯に取り組んでくださり、原告等の請求を認容されることを求めて、冒頭意見陳述といたします。

以上